

諮問第 号
環保企発第 号
平成 年 月 日

中央環境審議会会長
浅野 直人 殿

環境大臣
大塚 珠代

今後の化学物質対策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、今後の化学物質対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することは、世界共通の目標となっている。この中で、2011年4月に全面施行された、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）附則第6条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められているとおり、その施行状況及び必要な措置について検討することが求められている。

こうした状況を踏まえ、今後の化学物質対策の在り方について、所要の検討を行う必要がある。

中環審第 号
平成 年 月 日

中央環境審議会 環境保健部会
部会長 相澤 好治 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人

今後の化学物質対策の在り方について（付議）

平成28年7月25日付け諮問第441号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。